

戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）実施要領 新旧対照表

改正後	現行
「戦略的イノベーション創造プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)」 実施要領	「戦略的イノベーション創造プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)」 実施要領
2019年1月4日付け 30生セ第0295002号 一部改正 2019年3月15日付け 30生セ第1214001号 一部改正 2019年7月9日付け 元生セ第0404002号 一部改正 2020年4月1日付け 2生セ第123105号 一部改正 2020年10月27日付け 2生セ第0713003号 一部改正 2021年4月1日付け 3生セ第0601001号	2019年1月4日付け 30生セ第0295002号 一部改正 2019年3月15日付け 30生セ第1214001号 一部改正 2019年7月9日付け 元令セ第0404002号 一部改正 2020年4月1日付け 2生セ第123105号 一部改正 2020年10月27日付け 2生セ第0713003号
目次	目次
I 事業の概要	I 事業の概要
1 事業の趣旨 . . . . . 5	1 事業の趣旨 . . . . . 4
2 基本的性格 . . . . . 6	2 基本的性格 . . . . . 5
3 研究課題 . . . . . 6	3 研究課題 . . . . . 5
II 委託研究の運営・進捗管理	II 委託研究の運営・進捗管理
1 実施体制 . . . . . 6	1 実施体制 . . . . . 5
2 知財管理 . . . . . 7	2 知財管理 . . . . . 6
3 進捗状況の報告 . . . . . 8	3 進捗状況の報告 . . . . . 6
4 ガバニングボード（GB）の評価への対応 . . . . . 8	4 ガバニングボード（GB）の評価への対応 . . . . . 6
5 出口戦略 . . . . . 8	5 出口戦略 . . . . . 6
6 研究管理にかかる調査 . . . . . 8	6 研究管理にかかる調査 . . . . . 7
7 コンソーシアムによる研究体制 . . . . . 9	7 コンソーシアムによる研究体制 . . . . . 7
III 委託研究の実施	III 委託研究の実施
1 委託研究の実施・推進 . . . . . 9	1 委託研究の実施・推進 . . . . . 7
2 研究成果の報告・普及 . . . . . 13	2 研究成果の報告・普及 . . . . . 12
3 研究成果の評価 . . . . . 18	3 研究成果の評価 . . . . . 16
IV 委託契約事務	IV 委託契約事務

1	委託契約の形態	19
2	委託契約の締結	19
3	委託契約の変更等	19
4	物品購入計画の変更	21
5	翌年度以降の取扱い	22
V 経理事務		
1	経理事務の取扱い等	22
2	委託費執行上の注意点	23
3	民間投資（民間企業によるマッチングファンド）	23
4	動物実験等に関する対応	23
5	生物資源等の海外からの導入・海外への持ち出しに関する注意事項	24
6	法令・指針等に対する対応	25
VI 成果の取扱・知的財産権等		
1	用語の定義	25
2	バックグラウンド知財の共有及び実施許諾	26
3	フォアグラウンド知財の共有及び実施許諾	26
4	知的財産権に係る経費負担	27
5	成果に関する内部規則の整備	27
6	成果の不正な流出防止	28
7	成果の確認	28
8	知的財産権の帰属	28
9	協力機関との共同出願	29
10	発明・出願の通知	30
11	出願後の状況通知	31
12	特許権等の実施許諾	31
13	特許権等の実施	32
14	特許権等の移転	32
15	特許権等の放棄	33

1	委託契約の形態	17
2	委託契約の締結	17
3	委託契約の変更等	18
4	物品購入計画の変更	19
5	翌年度以降の取扱い	20
V 経理事務		
1	経理事務の取扱い等	22
2	委託費執行上の注意点	23
3	民間投資（民間企業によるマッチングファンド）	23
4	動物実験等に関する対応	23
5	生物資源等の海外からの導入・海外への持ち出しに関する注意事項	24
6	法令・指針等に対する対応	25
VI 知的財産権の取扱い		
1	用語の定義	25
2	バックグラウンド知財の共有及び実施許諾	26
3	フォアグラウンド知財の共有及び実施許諾	26
4	知的財産権に係る経費負担	27
5	研究成果に関する内部規則の整備	27
6	研究成果の不正な流出防止	27
7	研究成果の確認	28
8	知的財産権の帰属	28
9	協力機関との共同出願	29
10	発明・出願の通知	30
11	出願後の状況通知	31
12	特許権等の実施許諾	31
13	特許権等の実施	32
14	特許権等の移転	32
15	特許権等の放棄	32

16	実施許諾・移転等に係る契約	33
17	著作権の利用等	33
18	委託先による特許権等に係る事務の実施	34
19	研究開発終了時の知的財産権の取扱い	34
20	国外機関との知的財産権の共有	34
<u>(削除)</u>		

(略)

I (略)

II 委託研究の運営・進捗管理

1 実施体制

(1) ~ (3) (略)

(4) 研究体制の最適化

① (略)

② 研究管理運営機関

コンソーシアム内に、代表機関外の他の研究機関への資金を配分するための経理事務体制等が十分に整っている研究機関等が存在しない場合、代表機関に代わって委託契約業務や資金配分等に係る経理執行業務を行う組織です。

生研支援センターが必要と認めた場合に限り、代表機関（研究代表者が所属する組織）とは別に、研究管理運営機関を設置できます。

③ 研究コンソーシアム間の連携

PD又はサブPD等は、各研究コンソーシアムにおける研究の進捗状況を把握し、研究コンソーシアム間で連携が必要な事項について各研究代表者に指導・助言を行うとともに、必要に応じ関係者を招集し効果的な連携の方策等について検討を行います。この場合、Web 会議システムを積極的に利用します。

16	実施許諾・移転等に係る契約	33
17	著作権の利用等	33
18	委託先による特許権等に係る事務の実施	33
19	研究開発終了時の知的財産権の取扱い	33
20	国外機関との知的財産権の共有	33
21	知財に係る提出様式一覧	34

(略)

I (略)

II 委託研究の運営・進捗管理

1 実施体制

(1) ~ (3) (略)

(4) 研究体制の最適化

① (略)

② 研究コンソーシアム間の連携

PD又はサブPD等は、各研究コンソーシアムにおける研究の進捗状況を把握し、研究コンソーシアム間で連携が必要な事項について各研究代表者に指導・助言を行うとともに、必要に応じ関係者を招集し効果的な連携の方策等について検討を行います。この場合、Web 会議システムを積極的に利用します。

④研究コンソーシアム内の構成員間および研究コンソーシアム間の調整  
研究コンソーシアム内の構成員間および研究コンソーシアム間で研究に支障や問題等が起きた場合は、生研支援センターに報告してください。報告を受けた生研支援センターは必要な検討、調整を行うものとします。

(5) (略)

2～7 (略)

### Ⅲ 委託研究の実施

#### 1 委託研究の実施・推進

(略)

##### (1) 試験研究計画の作成

###### ①試験計画法

(略)

###### <全体試験研究計画>

「全体研究計画」(様式は別途指示します。)を用いて、委託期間全体にわたる試験研究計画の構成、実施体制、研究目的と技術的課題、研究実施内容等を記入してください。

同計画に記載した研究実施内容や年度別研究経費予算(委託費予算)等は、委託契約書に別紙として添付する「委託試験研究実施計画書」へ反映されます。

###### <単年度試験研究計画>

「単年度研究計画」を用いて、全体試験研究計画のうち、当該年度に実施する試験研究の詳細について記入してください。

(略)

###### ② (略)

(5) (略)

2～7 (略)

### Ⅲ 委託研究の実施

#### 1 委託研究の実施・推進

(略)

##### (1) 試験研究計画の作成

###### ①試験計画法

(略)

###### <全体試験研究計画>

「全体研究計画」(様式1)を用いて、委託期間全体にわたる試験研究計画の構成、実施体制、研究目的と技術的課題、研究実施内容等を記入してください。

同計画に記載した研究実施内容や年度別研究経費予算(委託費予算)等は、委託契約書に別紙として添付する「委託試験研究実施計画書」(様式Ⅲ-2)へ反映されます。

###### <単年度試験研究計画>

「単年度研究計画」(様式2)を用いて、全体試験研究計画のうち、当該年度に実施する試験研究の詳細について記入してください。

(略)

###### ② (略)

(2) 委託契約の締結

試験研究計画が確定した後、生研支援センターと代表機関若しくは研究管理運営機関（以下「代表機関等」という。）との2者間で委託契約を締結します。

委託契約書には、試験研究計画に基づいて作成した委託試験研究実施計画書を添付します。

(3) (略)

(4) 各種報告書の提出及び次年度以降の試験研究計画の策定

① 経費に係る実績報告書の提出

代表機関等は、委託期間中の各事業年度の委託研究終了後、当該年度の経費に係る「委託試験研究実績報告書（経理様式2）」（以下「実績報告書」という。）を作成し、計上した経費の証拠書類を添付して、生研支援センターが別途指示する期日までに、生研支援センターへ提出してください。生研支援センターはこの提出資料をもとに、当該年度の委託研究に係る経費の確定を3月31日付けで行います。

実績報告書並びに証拠書類に関する詳細は「V経理事務」の「(16) 委託業務の検査・調査等」を確認してください。

②・③ (略)

④ 民間企業が自ら支出した研究費用に係る実績報告

民間企業が自ら支出した研究費用に係る実績報告については、事務処理要領Ⅱ-22によるものとします。

(5) 共同研究

生研支援センターは、委託研究に貢献しようとする構成員以外の第三者について、コンソーシアムに参画して構成員となり、試験研究計画書に基

(2) 委託契約の締結

試験研究計画が確定した後、生研支援センターと代表機関との2者間で委託契約を締結します。

委託契約書には、試験研究計画に基づいて作成した委託試験研究実施計画書を添付します。

(3) (略)

(4) 各種報告書の提出及び次年度以降の試験研究計画の策定

① 経費に係る実績報告書の提出

代表機関は、委託期間中の各事業年度の委託研究終了後、当該年度の経費に係る「委託試験研究実績報告書（様式Ⅲ-3）」（以下「実績報告書」という。）を作成し、計上した経費の証拠書類を添付して、生研支援センターが別途指示する期日までに、生研支援センターへ提出してください。生研支援センターはこの提出資料をもとに、当該年度の委託研究に係る経費の確定を3月31日付けで行います。

実績報告書並びに証拠書類に関する詳細は「V経理事務」の「5 経費に係る実績報告」を確認してください。

②・③ (略)

④ 民間企業が自ら支出した研究費用に係る実績報告

代表機関は、構成員又は協力機関として参画した民間企業が自ら支出した研究費用（以下「民間投資」という。）について、「民間投資実績報告書」（別紙3）に取りまとめの上、生研支援センターが別途指示する期日までに、生研支援センターへ提出してください。

(5) 共同研究

生研支援センターは、委託研究に貢献しようとする構成員以外の第三者について、コンソーシアムに参画して構成員となり、試験研究計画書に基

づいて他の構成員との間で共同研究等を行うことを強く推奨します。

しかし、何らかの事情によりコンソーシアムに参画できない第三者のうち、構成員が分担する委託研究に協力することを目的として、当該構成員の委託研究に係る試験研究計画書の中で当該第三者の共同研究内容等を明確にする場合、当該第三者を協力機関とみなします（以下、当該第三者を「協力機関」という。）。

① 構成員は、次の各号の条件を満たす場合、協力機関と共同して自己の委託研究を行うことができるものとします。

一 構成員は、「第三者と共同研究する理由書（兼第三者を共同出願人に加える理由書）（事業様式5）」を代表機関等を通じて生研支援センターへ事前に提出すること。

二～四（略）

五 構成員は、前号の共同研究契約等を締結するに際して、代表機関等を通じて生研支援センターへ契約内容を事前に開示するとともに、生研支援センターが必要と認める場合は生研支援センターとの間で共同研究契約等の内容について調整を行うこと。

六（略）

②（略）

③（略）

一（略）

二 構成員は、「研究実施内容等発表事前（事後）通知書（広報様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告すること。

三（略）

（略）

#### （6）試験研究の中止等

以下の場合、代表機関等は「委託試験研究中止（廃止）申請書（事業様式2）」を生研支援センターへ直ちに提出して、生研支援センターの承認を得るとともに、実績報告書による精算の手続き及び取得した物品等に係る手続きを行ってください。

づいて他の構成員との間で共同研究等を行うことを強く推奨します。

しかし、何らかの事情によりコンソーシアムに参画できない第三者のうち、構成員が分担する委託研究に協力することを目的として、当該構成員の委託研究に係る試験研究計画書の中で当該第三者の共同研究内容等を明確にする場合、当該第三者を協力機関とみなします（以下、当該第三者を「協力機関」という。）。

① 構成員は、次の各号の条件を満たす場合、協力機関と共同して自己の委託研究を行うことができるものとします。

一 構成員は、「第三者と共同研究する理由書（様式IV-16）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出すること。

二～四（略）

五 構成員は、前号の共同研究契約等を締結するに際して、代表機関等を通じて生研支援センターへ契約内容を事前に開示するとともに、生研支援センターが必要と認める場合は生研支援センターとの間で共同研究契約等の内容について調整を行うこと。

六（略）

②（略）

③（略）

一（略）

二 構成員は、「研究実施内容発表等通知書（様式II-1-1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告すること。

三（略）

（略）

#### （6）試験研究の中止等

以下の場合、代表機関は「委託試験研究中止（廃止）申請書」（様式III-17）を生研支援センターへ直ちに提出して、生研支援センターの承認を得るとともに、実績報告書による精算の手続き及び取得した物品等に係る手続きを行ってください。

①不適正な経理処理

(略)

ア 農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/kanrikansanogaidorain.pdf>)

イ (略)

②・③ (略)

2 研究成果の報告・普及

(1) (略)

(2) (略)

① 事業名の表示

(略)

正式事業名称 : 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「スマートバイオ産業・農業基盤技術」

日本語事業略称 : 戦略的イノベーション創造プログラム

英語事業名 : Strategic Innovation Promotion Program

正式組織名称 : 生物系特定産業技術研究支援センター

日本語組織略称 : 生研支援センター

英語組織略称 : BRAIN

② 謝辞

ア 原稿がある場合の明示例は、「本研究（の一部）は、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（管理法人：農研機構生研支援センター）によって実施されました」、英文の場合は「This work was supported by Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program (SIP), “Technologies for Smart Bio-industry and Agriculture” (funding agency: Bio-

①不適正な経理処理

(略)

ア 農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

([https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/141218\\_kanri\\_kansaguidline.pdf](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/141218_kanri_kansaguidline.pdf))

イ (略)

②・③ (略)

2 研究成果の報告・普及

(1) (略)

(2) (略)

① 事業名の表示

(略)

正式事業名称 : 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「スマートバイオ産業・農業基盤技術」

日本語事業略称 : 戦略的イノベーション創造プログラム

英語事業名 : Strategic Innovation Promotion Program

正式組織名称 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター

日本語組織略称 : 農研機構生研支援センター

英語組織略称 : BRAIN、NARO

② 謝辞

ア 原稿がある場合の明示例は、「本研究（の一部）は、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（管理法人：農研機構生研支援センター）によって実施されました」、英文の場合は「This work was supported by Cabinet Office, Government of Japan, Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program (SIP), “Technologies for Smart Bio-industry

oriented Technology Research Advancement Institution)」と明記してください。

なお、原稿に文字制限がある場合に限り、上記を簡略した記載でも可としますが、本事業の研究成果であることが分かるように記載してください。

イ (略)

### ③ 実施内容の報道

実施中の研究内容についてホームページへの掲載やプレスリリース等を行おうとする場合は、原稿を添えて、事前に代表機関を通じて「研究実施内容等発表事前(事後)通知書(広報様式1)」に記載して生研支援センターへご連絡ください(※)。

### ④ 研究成果に係る論文、報道

ア 研究成果について、論文投稿、学会発表、商業誌への記事掲載を行おうとする場合は、あらかじめ代表機関の了解を得た上で、事前に共有フォルダにある「研究実施内容等発表事前(事後)通知書(広報様式1)」に記入して下さい(※)。論文を発表した場合は当該論文又は当該論文を掲載した学術誌(又はその写し)を、学会発表した場合は当該学会のプログラム及び発表要旨を、ポスター発表した場合はプログラム、発表要旨及びポスターの縮小印刷物を共有フォルダ内の「付属資料」に保存し、メール等で生研支援センター(brainSIP@ml.affrc.go.jp)に連絡して下さい。

イ 研究成果を新聞・テレビ等が掲載・報道する可能性が生じた場合は、事前に代表機関の了解を得た上で共有フォルダにある「研究実施内容等発表事前(事後)通知書(広報様式1)」に予定される掲載・報道内容を記入するとともに(※)生研支援センターに、電話、メール等で連絡してください。発表内容が掲載・報道された場合は、その発表内容が分かる資料を共有フォルダ内の「付属資料」に保存し、メール等で生研支援センター(brainSIP@ml.affrc.go.jp)に連絡して下さい。

⑤ (略)

and Agriculture”(funding agency: Bio-oriented Technology Research Advancement Institution, NARO)」と明記してください。

なお、原稿に文字制限がある場合に限り、上記を簡略した記載でも可としますが、本事業の研究成果であることが分かるように記載してください。

イ (略)

### ③ 実施内容の報道

実施中の研究内容についてホームページへの掲載やプレスリリース等を行おうとする場合は、原稿を添えて、事前に代表機関を通じて「研究実施内容発表等通知書(様式Ⅱ-1-1)」に記載して生研支援センターへご連絡ください(※)。

### ④ 研究成果に係る論文、報道

ア 研究成果について、論文投稿、学会発表、商業誌への記事掲載を行おうとする場合は、あらかじめ代表機関の了解を得た上で、事前に共有フォルダにある「研究実施内容発表等通知書(Excel表)(様式Ⅱ-1-1)」に記入して下さい(※)。論文を発表した場合は当該論文又は当該論文を掲載した学術誌(又はその写し)を、学会発表した場合は当該学会のプログラム及び発表要旨を、ポスター発表した場合はプログラム、発表要旨及びポスターの縮小印刷物を共有フォルダ内の「付属資料」に保存し、メール等で生研支援センター(brainSIP@ml.affrc.go.jp)に連絡して下さい。

イ 研究成果を新聞・テレビ等が掲載・報道する可能性が生じた場合は、事前に代表機関の了解を得た上で共有フォルダにある「研究実施内容発表等通知書(Excel表)(様式Ⅱ-1-1)」に予定される掲載・報道内容を記入するとともに(※)生研支援センターに、電話、メール等で連絡してください。発表内容が掲載・報道された場合は、その発表内容が分かる資料を共有フォルダ内の「付属資料」に保存し、メール等で生研支援センター(brainSIP@ml.affrc.go.jp)に連絡して下さい。

⑤ (略)



## ⑥ 特許権等

ア 研究成果に係る特許等を出願若しくは申請（以下「出願等」という。）するときは、代表機関を通じて「発明等報告書（知財様式1）」を生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

イ 特許等を出願した場合は、代表機関を通じて「特許権等出願通知書（兼登録通知書・出願取下げ事前通知書）（知財様式2）」を生研支援センターへ遅滞なく提出してください。

ウ 特許等を登録した場合は、代表機関を通じて「特許権等通知書（兼登録通知書・出願取下げ事前通知書）（知財様式2）」を生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

エ 特許等の取扱い詳細は「VI 成果の取扱・知的財産権等」を確認してください。

## ⑦ シンポジウム等の開催

研究代表者や研究実施責任者が中心となって、国内で本事業に関連したシンポジウム、ワークショップ、研究会等を開催することも可能です。その際、主催者が生研支援センターとの共催名義の使用を希望される場合には、生研支援センターに事前に相談し、会合の趣旨やプログラム等を添付した「共催名義使用申請書（広報様式2）」を開催の1ヵ月前までに提出して生研支援センターの承認を得てください。

## ⑧ 研究成果に係るプレスリリース

構成員が研究成果についてプレスリリースを予定する場合は、事前に代表機関の了解を得た上で共有フォルダにある「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」（広報様式1）に記入する（※）とともに、プレスリリース案を共有フォルダ内の「付属資料」に保存しメール等で生研支援センター（brainSIP@ml.affrc.go.jp）に連絡して下さい。

生研支援センターは、以下のア～ウの場合に、必要に応じて、構成員と同時にプレスリリースを実施することがあります。代表機関を通じて「研究実施内容等発表事前（事後）通知書（広報様式1）」を生研支援センターへ早めに提出（※）して相談してください。

## ⑥ 特許等

ア 研究成果に係る特許等を出願若しくは申請（以下「出願等」という。）するときは、代表機関を通じて「発明等報告書」（様式IV-2）を生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

イ 特許等を出願した場合は、代表機関を通じて「特許権等出願通知書」（様式IV-3）を生研支援センターへ遅滞なく提出してください。

ウ 特許等を登録した場合は、代表機関を通じて「特許権等通知書」（様式IV-4）を生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

エ 特許等の取扱い詳細は「VI 知的財産権の取扱い」を確認してください。

## ⑦ シンポジウム等の開催

研究代表者や研究実施責任者が中心となって、国内で本事業に関連したシンポジウム、ワークショップ、研究会等を開催することも可能です。その際、主催者が生研支援センターとの共催名義の使用を希望される場合には、生研支援センターに事前に相談し、会合の趣旨やプログラム等を添付した「共催名義使用申請書」（様式II-4）を開催の1ヵ月前までに提出して生研支援センターの承認を得てください。

## ⑧ 研究成果に係るプレスリリース

構成員が研究成果についてプレスリリースを予定する場合は、事前に代表機関の了解を得た上で共有フォルダにある「研究実施内容発表等通知書」（Excel表）（様式II-1-1）に記入する（※）とともに、プレスリリース案を共有フォルダ内の「付属資料」に保存しメール等で生研支援センター（brainSIP@ml.affrc.go.jp）に連絡して下さい。

生研支援センターは、以下のア～ウの場合に、必要に応じて、構成員と同時にプレスリリースを実施することがあります。代表機関を通じて「プレスリリース」（様式II-1-1）（様式II-5）を生研支援センターへ早めに提出（※）して相談してください。

ア～ウ（略）

※「農林水産研究情報総合センター」に生研支援センターが設定する web 共有フォルダの指定ファイル（ファイル名：「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」（広報様式 1））への記入をもって、報告したとみなします。この web 共有フォルダの利用方法等は、別紙「AFFRIT 共有フォルダ 利用方法（機構外利用者用）」を参照してください。なお、当該 web 共有フォルダへのアクセスを可能とするために、生研支援センターから代表機関に設定に必要な事項の問い合わせをいたします。その後、必要事項の設定を生研支援センターが行った後に使用可能となります。

(3) ～ (7) (略)

#### (8) 研究成果の活用状況報告

委託研究期間終了時（終了した日が属する年度）の次年度の4月1日から起算して5年間、生研支援センターが別途指示する期日までに研究成果の活用状況（様式は別途指示します。）を生研支援センターに報告してください。また社会実装の成果等ありましたらご報告をお願いします。

### 3 研究成果の評価

(略)

#### (2) 評価の対象

① (略)

②ピアレビュー会議委員長は、各試験研究計画の評価結果を生研支援センターへ報告します。生研支援センターは、評価結果を各研究代表者へ通知するとともに、内閣府へ報告します。

## IV 委託契約事務

ア～ウ（略）

※「農林水産研究情報総合センター」に生研支援センターが設定する web 共有フォルダの指定ファイル（ファイル名：「研究実施内容発表等通知書」）への記入をもって、報告したとみなします。この web 共有フォルダの利用方法等は、別紙2「AFFRIT 共有フォルダ 利用方法（機構外利用者用）」を参照してください。なお、当該 web 共有フォルダへのアクセスを可能とするために、生研支援センターから代表機関に設定に必要な事項の問い合わせをいたします。その後、必要事項の設定を生研支援センターが行った後に使用可能となります。

(3) ～ (7) (略)

### 3 研究成果の評価

(略)

#### (2) 評価の対象

① (略)

②ピアレビュー会議委員長は、各試験研究計画の評価結果を生研支援センターへ報告します。生研支援センターは評価結果を各研究代表者へ通知するとともに、評価結果の概要を生研支援センターホームページに掲載・公表します。

## IV 委託契約事務

1 (略)

## 2 委託契約の締結

委託先であるコンソーシアム毎に、代表機関等と生研支援センターとの間で委託契約を締結します。

(略)

委託契約書は、生研支援センターと代表機関等とで各々1部ずつ保管し、代表機関等は全構成員へ委託契約書の写しを渡すと共に、委託契約内容の周知を図ってください。

## 3 委託契約の変更等

(1) (略)

(2) 随時の変更契約

以下の①から④のいずれかに該当する場合は随時の変更契約が必要になります。

代表機関等は、生研支援センターの指示に従い、変更部分を見え消しで修正した試験研究計画書を生研支援センターへ提出してください。

① (略)

② コンソーシアム代表機関等を変更する場合。

③ (略)

④ 日本国政府の予算又は方針の変更等により委託契約の変更を行う必要が生じたとき。或いは著しい経済情勢の変動若しくは天災地変等により、委託契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

なお、年度途中で代表機関の機関名・社名、代表者名、住所等の表示変更があった場合は、「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届（経理様式10）」を生研支援センターへ速やかに提出することとし、変更契約は行いません。これらの内容は翌年度以降又は随時の変更契約の際に委託契約書、試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書へ

1 (略)

## 2 委託契約の締結

委託先であるコンソーシアム毎に、代表機関と生研支援センターとの間で委託契約を締結します。

(略)

委託契約書は、生研支援センターと代表機関とで各々1部ずつ保管し、代表機関は全構成員へ委託契約書の写しを渡すと共に、委託契約内容の周知を図ってください。

## 3 委託契約の変更等

(1) (略)

(2) 随時の変更契約

以下の①から④のいずれかに該当する場合は随時の変更契約が必要になります。

代表機関は、生研支援センターの指示に従い、変更部分を見え消しで修正した試験研究計画書を生研支援センターへ提出してください。

① (略)

② コンソーシアム代表機関を変更する場合。

③ (略)

④ 日本国政府の予算又は方針の変更等により委託契約の変更を行う必要が生じたとき。或いは著しい経済情勢の変動若しくは天災地変等により、委託契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

なお、年度途中で代表機関の機関名・社名、代表者名、住所等の表示変更があった場合は、「試験研究計画書の変更届（様式Ⅲ-12-2）」を生研支援センターへ速やかに提出することとし、変更契約は行いません。これらの内容は翌年度以降又は随時の変更契約の際に委託契約書、試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書へ反映させるものとしま

反映させるものとします。

(略)

(3) 委託契約の変更を伴わない変更

以下の①又は②に該当する場合は、それぞれの手続きを取ることとして、委託契約の変更は行いません。

① 委託試験研究実施計画書の変更

コンソーシアム全体の委託費の限度額に影響を及ぼさない事を前提として、以下のア～エの変更を行う必要が生じた場合は、代表機関等は、変更部分を見え消しで修正した試験研究計画書及び「委託試験研究実施計画変更承認申請書（経理様式3）」を生研支援センターへ提出して生研支援センターの事前承認を受けてください。

生研支援センターは、代表機関等から受領した試験研究計画及び委託試験研究実施計画変更承認申請書の内容について審査を行い、変更の承認可否を決定します。

生研支援センターが変更を承認した場合は、生研支援センターは代表機関へ承認した旨を通知しますので、代表機関等は、変更部分を見え消しで修正した委託試験研究実施計画書を作成して生研支援センターへ提出してください。

ア～エ (略)

② 委託契約又は委託試験研究実施計画書の変更以外の変更

以下のア～イに該当する場合、代表機関等は「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届（経理様式10）」及び変更部分を見え消しで修正した試験研究計画書を生研支援センターへ事前に提出して報告してください。人件費、旅費及び賃金の支出根拠の確認のため、実績報告の際に別に証拠書類等の提出を求める場合があります。

ア・イ (略)

4 物品購入計画の変更

す。

(略)

(3) 委託契約の変更を伴わない変更

以下の①又は②に該当する場合は、それぞれの手続きを取ることとして、委託契約の変更は行いません。

① 委託試験研究実施計画書の変更

コンソーシアム全体の委託費の限度額に影響を及ぼさない事を前提として、以下のア～エの変更を行う必要が生じた場合は、代表機関は、変更部分を見え消しで修正した試験研究計画書及び「委託試験研究実施計画変更承認申請書」(様式Ⅲ-4)を生研支援センターへ提出して生研支援センターの事前承認を受けてください。

生研支援センターは、代表機関から受領した試験研究計画及び委託試験研究実施計画変更承認申請書の内容について審査を行い、変更の承認可否を決定します。

生研支援センターが変更を承認した場合は、生研支援センターは代表機関へ承認した旨を通知しますので、代表機関は、変更部分を見え消しで修正した委託試験研究実施計画書を作成して生研支援センターへ提出してください。

ア～エ (略)

② 委託契約又は委託試験研究実施計画書の変更以外の変更

以下のア～イに該当する場合、代表機関は「試験研究計画書の変更届」(様式Ⅲ-12-2)及び変更部分を見え消しで修正した試験研究計画書を生研支援センターへ事前に提出して報告してください。人件費、旅費及び賃金の支出根拠の確認のため、実績報告の際に別に証拠書類等の提出を求める場合があります。

ア・イ (略)

4 物品購入計画の変更

(略)

物品購入計画の変更を行う場合は、それぞれ下記(1)～(4)に該当する手続きを行うと共に、試験研究計画の備品購入計画を見え消しで修正して代表機関等を通じて生研支援センターへ提出してください。

(略)

(1) 当初の物品購入計画にない物品の追加購入

当初の物品購入計画にない物品を追加購入する場合は「備品購入(計画変更)理由書(経理様式9)」を代表機関等を通じて生研支援センターへ提出し、生研支援センターの事前承認を得てください。

(略)

(2) 購入物品の変更

当初購入計画していた物品を変更する場合は「備品購入(計画変更)理由書(経理様式9)」を代表機関等を通じて生研支援センターへ提出し、生研支援センターの事前承認を得てください。

購入物品を変更することによって価格が10万円未満になる場合であっても「備品購入(計画変更)理由書(経理様式9)」を代表機関等を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して状況を報告してください。

(3) 購入の取り止め

当初購入計画していた物品の購入を取り止める場合は「備品購入(計画変更)理由書(経理様式9)」を代表機関等を通じて生研支援センターへ遅滞無く提出して状況を報告してください。

(4) 実価格が10万円を下回る場合

当初購入計画において物品の見積価格が10万円以上であったが、購入の際の実価格が10万円未満となり物品の変更対象外になる場合であっても「備品購入(計画変更)理由書(経理様式9)」を代表機関等を通じて生研支援センターへ遅滞無く提出して状況を報告してください。

(略)

物品購入計画の変更を行う場合は、それぞれ下記(1)～(4)に該当する手続きを行うと共に、試験研究計画の備品購入計画を見え消しで修正して代表機関等を通じて生研支援センターへ提出してください。

(略)

(1) 当初の物品購入計画にない物品の追加購入

当初の物品購入計画にない物品を追加購入する場合は「備品購入理由書」(様式Ⅲ-10)を代表機関等を通じて生研支援センターへ提出し、生研支援センターの事前承認を得てください。

(略)

(2) 購入物品の変更

当初購入計画していた物品を変更する場合は「備品購入計画変更理由書」(様式Ⅲ-11)を代表機関等を通じて生研支援センターへ提出し、生研支援センターの事前承認を得てください。

購入物品を変更することによって価格が10万円未満になる場合であっても「備品購入計画変更理由書」(様式Ⅲ-11)を代表機関等を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して状況を報告してください。

(3) 購入の取り止め

当初購入計画していた物品の購入を取り止める場合は「備品購入計画変更理由書」(様式Ⅲ-11)を代表機関等を通じて生研支援センターへ遅滞無く提出して状況を報告してください。

(4) 実価格が10万円を下回る場合

当初購入計画において物品の見積価格が10万円以上であったが、購入の際の実価格が10万円未満となり物品の変更対象外になる場合であっても「備品購入計画変更理由書」(様式Ⅲ-11)を代表機関等を通じて生研支援センターへ遅滞無く提出して状況を報告してください。

5 翌年度以降の取扱い

(1)・(2) (略)

(3) 繰越し承認申請の手続き

生研支援センターの承認を得て翌年度へ研究費を繰り越す場合は、代表機関等は1月末日までに生研支援センターへ「繰越し承認申請書(経理様式8)」を提出してください。

生研支援センターは、繰越し承認申請内容が委託研究の遂行上特に必要なものか、繰越し承認申請額の算定根拠が妥当であるかを審査し、代表機関等へ承認の可否を通知します。

生研支援センターが翌年度への繰越しを認めた場合は、翌年度の委託費の限度額に繰越し相当額を加算します。代表機関等は翌年度の予算積算書の作成時に、備考欄に繰越し分であることを明記のうえ、生研支援センターへ提出してください。

V 経理事務

1 経理事務の取扱い等

契約事務に係る経理事務の取扱い等については、事務実施要領によるものとします。なお、本事業では、事務実施要領の「II-7 収益納付」は適用しません。詳細は、「事務実施要領」の下記を参照してください。

(1)～(6) (略)

(7) 換金性の高い物品の管理

..... 事務実施要領II-4-(3)

(8)～(14) (略)

(15) 年度をまたぐ費用の計上について

..... 事務実施要領II-4-(11)

(16) 委託業務の検査・調査等

5 翌年度以降の取扱い

(1)・(2) (略)

(3) 繰越し承認申請の手続き

生研支援センターの承認を得て翌年度へ研究費を繰り越す場合は、代表機関は3月31日までに生研支援センターへ「繰越し承認申請書」(様式III-9)を提出してください。

生研支援センターは、繰越し承認申請内容が委託研究の遂行上特に必要なものか、繰越し承認申請額の算定根拠が妥当であるかを審査し、代表機関へ承認の可否を通知します。

生研支援センターが翌年度への繰越しを認めた場合は、翌年度の委託費の限度額に繰越し相当額を加算します。代表機関は翌年度の予算積算書の作成時に、備考欄に繰越し分であることを明記のうえ、生研支援センターへ提出してください。

なお、繰越し承認申請は、1月末日までに提出してください

V 経理事務

1 経理事務の取扱い等

契約事務に係る経理事務の取扱い等については、以下事務実施要領によるものとします。

詳細は、「事務実施要領」の下記を参照してください。

(1)～(6) (略)

(7)～(13) (略)

(14) 確定時の検査

..... 事務実施要領Ⅱ-8  
(17) 委託費の支払  
..... 事務実施要領Ⅱ-1-(4)

(18) ~ (22) (略)  
(23) 不正行為が行われた場合の措置  
(略)

(24) ~ (27) (略)

(28) 人件費の算定の適正化等について

..... 事務実施要領Ⅱ-19

(29) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

..... 事務実施要領Ⅱ-20

2 (略)

3 民間投資 (民間企業によるマッチングファンド)  
民間投資については、事務実施要領Ⅱ-22によるものとします。

..... 事務実施要領Ⅱ-8-(1)  
(15) 委託費の支払  
..... 事務実施要領Ⅱ-1-(4)

(16) 実地調査

..... 事務実施要領Ⅱ-8-(2)

(17) ~ (21) (略)

(22) 特定不正行為が行われた場合の措置  
(略)

(23) ~ (26) (略)

2 (略)

3 民間投資 (民間企業によるマッチングファンド)  
民間投資の範囲及び当該民間投資に計上できる経費は以下のとおりとします。

① 民間投資の範囲

研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及を目的として、委託研究を受託する民間企業及び委託研究を受託せずに当該委託研究の実施に協力する研究機関等 (以下「協力機関」という。) として参画する民間企業が自らの負担により行う投資

② 民間投資に計上できる経費

毎年度、当該年度の民間投資として計上できる経費は、次の経費とします。なお、経費の算定に必要な単価は各民間企業が用いる単価を適用してください。

ア ①に掲げる目的のために、当該年度に民間企業が自己資金で支出した、2の（１）及び（２）に定める直接経費、間接経費に相当する経費（間接経費の算定は委託経費の算定方法に準じる。）

イ 委託研究契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、①に掲げる目的のために当該年度に利用した固定資産の減価償却費

ウ 委託研究契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、①に掲げる目的のために当該年度に利用した消耗品その他資産（「その他資産」は自己資金による研究開発で取得したデータなど。イの固定資産を除く。）

本事業による委託研究を受託する民間企業又は協力機関として参画する民間企業がある場合、当該民間企業は自らも負担して、研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及に努めてください。

4（略）

5 生物資源等の海外からの導入・海外への持ち出しに関する注意事項

（１）（略）

（２）参考情報

① 主な国内関連法（関税法、植物防疫法、家畜伝染病予防法など）  
（略）

・ 植物防疫所 HP「基本通達集」

（[http://www.pps.go.jp/law\\_active/mokuji.html](http://www.pps.go.jp/law_active/mokuji.html)）

（略）

② 輸入禁止品情報

（略）

・ 植物防疫所 HP「輸入条件に関するデータベース」

（<http://www.pps.go.jp/eximlist/view/exp/condition.html>）

4（略）

5 生物資源等の海外からの導入・海外への持ち出しに関する注意事項

（１）（略）

（２）参考情報

① 主な国内関連法（関税法、植物防疫法、家畜伝染病予防法など）  
（略）

・ 植物防疫所 HP「基本通達集」

（[https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/basis\\_index.html](https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/basis_index.html)）

（略）

② 輸入禁止品情報

（略）

・ 植物防疫所 HP「輸入条件に関するデータベース」

（<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>）



(略)

③ (略)

④ CBD関連情報

- ・ 環境省生物多様性センターHP「生物多様性 -biodiversity-」  
( <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/> )
- ・ バイオインダストリー協会HP「遺伝資源へのアクセス手引き」第2版  
(平成24年3月)  
( [http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden\\_tebiki\\_v2.pdf](http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden_tebiki_v2.pdf) )
- ・ バイオインダストリー協会HP「遺伝資源へのアクセス手引き～国内手続き編～」第1版(平成30年3月)  
( <https://www.mabs.jp/archives/sochi/pdf/gr-access.pdf> )

⑤ 遺伝子組換え体等(LMO)関連情報

- ・ バイオセーフティクリアリングハウスHP  
「カルタヘナ法関連情報」  
( [http://www.biodic.go.jp/bch/bch\\_2.html](http://www.biodic.go.jp/bch/bch_2.html) )  
(削除)  
(略)

6 (略)

## VI 知的財産権の取扱い

### 1 用語の定義

本実施要領で使用する知財関連用語を以下に定義します。

①～③ (略)

④ 「通常実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした通常実施権、商標権を対象にした通常実施権、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした通常利用権をいいます。

⑤ 「専用実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした専用実施権、商標権を対象にした通常実施権、並びに育成者権及び回路配置利

(略)

③ (略)

④ CBD関連情報

- ・ 環境省生物多様性センターHP「生物多様性 -biodiversity-」  
( <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/> )
- ・ バイオインダストリー協会HP「遺伝資源へのアクセス手引き」第2版  
(平成24年3月)  
( [http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden\\_tebiki\\_v2.pdf](http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden_tebiki_v2.pdf) )

⑤ 遺伝子組換え体等(LMO)関連情報

- ・ バイオセーフティクリアリングハウスHP  
「カルタヘナ法関連情報」  
( [http://www.biodic.go.jp/bch/bch\\_2.html](http://www.biodic.go.jp/bch/bch_2.html) )
- ・ バイオセーフティクリアリングハウスHP  
(略)

6 (略)

## VI 知的財産権の取扱い

### 1 用語の定義

本実施要領で使用する知財関連用語を以下に定義します。

①～③ (略)

④ 「通常実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした通常実施権、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした通常利用権をいいます。

⑤ 「専用実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした専用実施権、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした専用利用権をい

用権を対象とした専用利用権をいいます。

- ⑥ 「バックグラウンド知財」とは、構成員が委託業務開始前から保有していた特許権等及び委託業務によらずに取得した特許権等をいいます
- ⑦ 「フォアグラウンド知財」とは、委託業務によって発生した特許権等をいいます。
- ⑧ (略)

## 2 バックグラウンド知財の共有及び実施許諾

(1) 構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託業務を開始し遂行するために必要となる構成員の既有バックグラウンド知財(著作権及び営業秘密を除く。以下、本項において同じ。)を相互に開示すると共に、委託期間中は、当該バックグラウンド知財権者が定める条件に従い、当該バックグラウンド知財を相互間で実施許諾するように努めるものとします。

(2) 構成員の既有バックグラウンド知財がS I Pスマートバイオ産業・農業基盤技術の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託業務に有用であるとPDまたは知財委員会が判断する場合は、当該バックグラウンド知財権者である構成員は、委託期間中は、当該バックグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有すると共に、当該バックグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾する為の条件を設定し、当該バックグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。

(3) 委託期間終了後に委託業務で得られたフォアグラウンド知財を利用するに際し、他の構成員が既有するバックグラウンド知財の使用が不可欠である場合は、当該バックグラウンド知財の所有者はフォアグラウンド知財を利用する者に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知財の実施を許諾するように努めるものとします。

います。

- ⑥ 「バックグラウンド知財」とは、委託先が本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等をいいます
- ⑦ 「フォアグラウンド知財」とは、本委託研究によって発生した特許権等をいいます。
- ⑧ (略)

## 2 バックグラウンド知財の共有及び実施許諾

(1) 委託先は、委託研究を遂行する目的に限定して、委託研究を開始し遂行するために必要となる委託先の既有バックグラウンド知財(著作権及び営業秘密を除く。以下、本項において同じ。)を相互に開示すると共に、委託期間中は、当該バックグラウンド知財権者が定める条件に従い、当該バックグラウンド知財を相互間で実施許諾するように努めるものとします。

(2) 委託先の既有バックグラウンド知財がS I Pスマートバイオ産業・農業基盤技術の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託研究に有用であるとPDまたは知財委員会が判断する場合は、当該バックグラウンド知財権者である委託先は、委託期間中は、当該バックグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する参加者との間で共有すると共に、当該バックグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する参加者に対して、実施許諾する為の条件を設定し、当該バックグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。

(3) 委託期間終了後に委託研究で得られたフォアグラウンド知財を利用するに際し、他の委託先が既有するバックグラウンド知財の使用が不可欠である場合は、当該バックグラウンド知財の所有者はフォアグラウンド知財を利用する者に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知財の実施を許諾するように努めるものとします。

(4) (略)

### 3 フォアグラウンド知財の共有及び実施許諾

(1) 委託先は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託業務によって得たフォアグラウンド知財(著作権及び営業秘密を除く。以下、本項において同じ。)を当該フォアグラウンド知財権者が定める条件に従い、相互間で実施許諾するように努めるものとします。

(2) 研究成果の有効活用を図る観点から、フォアグラウンド知財がS I Pスマートバイオ産業・農業基盤技術の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託業務に有用であるとPDまたは知財委員会が判断する場合は、当該フォアグラウンド知財権者である構成員は、委託期間中は、当該フォアグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有すると共に、当該フォアグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾する為の条件を設定し、当該フォアグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとします。

(3) 国が進める他の試験研究事業へ委託業務成果の一部を提供することについてPDがこれを必要であると認める場合は、当該成果を有する構成員は、当該構成員が所属するコンソーシアムの他の構成員の同意を得て、当該成果を必要とする者に当該成果を提供するように努めるものとします。この場合、当該成果を提供する構成員は「研究成果発表等発表事前(事後)通知書(広報様式1)」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

(4) (2) 及び(3)の情報の共有及び成果の提供に当たっては、当事者間で秘密保持契約等を事前に締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の

(4) (略)

### 3 フォアグラウンド知財の共有及び実施許諾

(1) 委託先は、委託研究を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託研究によって得たフォアグラウンド知財(著作権及び営業秘密を除く。以下、本項において同じ。)を当該フォアグラウンド知財権者が定める条件に従い、相互間で実施許諾するように努めるものとします。

(2) 研究成果の有効活用を図る観点から、フォアグラウンド知財がS I Pスマートバイオ産業・農業基盤技術の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託研究に有用であるとPDまたは知財委員会が判断する場合は、当該フォアグラウンド知財権者である委託先は、委託期間中は、当該フォアグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する参加者との間で共有すると共に、当該フォアグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する参加者に対して、実施許諾する為の条件を設定し、当該フォアグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとします。

(3) 国が進める他の試験研究事業へ委託研究成果の一部を提供することについてPDがこれを必要であると認める場合は、当該成果を有する委託先は、当該委託先が所属するコンソーシアムの他の構成員の同意を得て、当該成果を必要とする者に当該成果を提供するように努めるものとします。この場合、当該成果を提供する委託先は「研究成果発表事前通知書」(様式Ⅱ-2)を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

(4) 前項(2) 及び(3)の情報の共有及び研究成果の提供に当たっては、当事者間で秘密保持契約等を事前に締結して、フォアグラウンド知財に係る

漏えいを防ぐ対策を講じるものとします。

(5) (略)

#### 4 知的財産権に係る経費の負担

委託先は、得られた研究成果を特許出願等を行うための先行調査をはじめ、出願・申請から登録までに要した経費を間接経費から支出することができます。特許権等の権利維持・管理費用は自己負担してください。構成員が特許権等を共有する場合は、共有者間で協議して経費の負担割合を事前に取り決めておく必要があります。

#### 5 成果に関する内部規則の整備

(1) 委託先は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(2016年2月農林水産技術会議決定)に基づき、知的財産の管理を行ってください。

##### ① コンソーシアムにおける知財合意書の作成及び合意

委託研究に取り組む各コンソーシアムは、委託契約を逸脱しない範囲で、次のアからキを含めた研究成果に係る特許権等の取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成して運用してください。コンソーシアム協定書にこれらが既に反映されている場合は知財合意書を新たに作成する必要はありません。

ア～カ (略)

キ特別な実施形態(国外での実施や第三者への独占的实施許諾等)

##### ② コンソーシアムにおける権利化方針(知的財産の取扱方針(知財様式6))の作成

コンソーシアム(単独の研究機関の場合は当該機関)は、委託業務等を進めるに当たり、先行技術等の状況を踏まえつつ、想定される研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針(知的財産の取扱方針(知財様式6))(以下「権利化等方針」という。)を作成してください。委託業務期間中に提出

る情報の漏えいを防ぐ対策を講じるものとします。

(5) (略)

#### 4 知的財産権に係る経費の負担

委託先は、得られた研究成果を特許出願等を行うための先行調査をはじめ、出願・申請から登録までに要した経費を間接経費から支出することができます。特許権等の権利維持・管理費用は自己負担してください。委託先が特許権等を共有する場合は、共有者間で協議して経費の負担割合を事前に取り決めておく必要があります。

#### 5 研究成果に関する内部規則の整備

(1) 委託先は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(2016年2月農林水産技術会議決定)に基づき、知的財産の管理を行ってください。

##### ① コンソーシアムにおける知財合意書の作成及び合意

委託研究に取り組む各コンソーシアムは、委託契約を逸脱しない範囲で、次のアからカを含めた研究成果に係る特許権等の取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成して運用してください。コンソーシアム協定書にこれらが既に反映されている場合は知財合意書を新たに作成する必要はありません。

ア～カ (略)

##### ② コンソーシアムにおける権利化方針の作成

コンソーシアム(単独の研究機関の場合は当該機関)は、委託研究等を進めるに当たり、先行技術等の状況を踏まえつつ、想定される研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針(以下「権利化等方針」という。)を作成してください。

した権利化等方針（知的財産の取扱方針（知財様式6））を変更した場合はその都度生研支援センターに提出してください。

(2) 構成員は、構成員の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における特許権等を受ける権利を従業員等から構成員へ帰属させる旨の契約を委託契約の締結後従業員等との間で速やかに締結してください。職務発明規程等によって従業員等から構成員への帰属が既に定められ、委託業務に適用できる場合はこの限りではありません。

## 6 成果の不正な流出防止

(1) 構成員は、委託業務に関して知り得た業務上の秘密及び委託業務を実施した結果得られた成果について、委託期間に関わらず第三者への不正な流出を防止しなくてはなりません。このためには、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとってください。

(2) 構成員は、第三者へ不正に研究成果の流出があった場合には、代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処してください。

## 7 成果の確認

(1) 構成員は、委託業務によって得た研究成果報告書へ記載した成果 について、特許公報その他技術情報を調査して、第三者の特許権等を侵害していないことを確認しなければなりません。  
これに係る調査の方法、条件、範囲及び得られた結果等は、証拠として当該成果が有効な期間保存するよう努めてください。

(2) (略)

(2) 委託先は、委託先の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託研究を実施した結果得られた研究成果に係る国内外における特許権等を受ける権利を従業員等から委託先へ帰属させる旨の契約を委託契約の締結後従業員等との間で速やかに締結してください。職務発明規程等によって従業員等から委託先への帰属が既に定められ、委託研究に適用できる場合はこの限りではありません。

## 6 研究成果の不正な流出防止

(1) 委託先は、委託研究に関して知り得た業務上の秘密及び委託研究を実施した結果得られた研究成果について、委託期間に関わらず第三者への不正な流出を防止しなくてはなりません。このためには、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとってください。

(2) 委託先は、第三者へ不正に研究成果の流出があった場合には、代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処してください。

## 7 研究成果の確認

(1) 委託先は、委託研究によって得た研究成果報告書へ記載した研究成果 について、特許公報その他技術情報を調査して、第三者の特許権等を侵害していないことを確認しなければなりません。  
これに係る調査の方法、条件、範囲及び得られた結果等は、証拠として当該成果が有効な期間保存するよう努めてください。

(2) (略)

## 8 知的財産権の帰属

(1) 委託先の代表機関が次の①から④の全てを約する特許権等の帰属に係る「確認書」を生研支援センターへあらかじめ提出した場合、生研支援センターは、構成員から研究成果に係る特許権等を譲り受けません。なお、構成員間又は構成員と協力機関との間で共同研究して発生した研究成果に係る特許権等は、共同研究を行った当事者間で共同出願契約を締結した上で当事者間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与度等に応じて当事者間で協議して決定するものとします。

委託先の代表機関が特許権等の帰属に係る確認書を生研支援センターへ提出しない場合、生研支援センターは、生研支援センターが必要と判断した構成員の成果に係る特許権等を構成員から無償で譲り受けるものとします。

- ① 構成員は、本委託による発明又は発明に係る特許権等の出願等を行ったとき、特許権等の登録若しくは品種登録を受けたとき、及び著作物を創作したときは、「10発明・出願の通知」及び「11出願後の状況通知」にそれぞれ規定した各通知書・報告書等を定められた期間内に代表機関を通じて生研支援センターへ提出して報告すること。
- ② 主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。）の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、構成員は、構成員に帰属させた当該特許権等を無償実施又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターの指定する者に許諾すること。
- ③ 構成員に帰属させた当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと生研支援センターが認める場合において、生研支援センターがその理由を明らかにして求めるときには、構成員は当該特許権等を利用する権利を生研支援センターの指定する者へ許諾するこ

## 8 知的財産権の帰属

(1) 委託先の代表機関が次の①から④の全てを約する特許権等の帰属に係る「確認書（様式IV-1）」を生研支援センターへあらかじめ提出した場合、生研支援センターは、委託先から研究成果に係る特許権等を譲り受けません。なお、委託先間又は委託先と協力機関との間で共同研究して発生した研究成果に係る特許権等は、共同研究を行った当事者間で共同出願契約を締結した上で当事者間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与度等に応じて当事者間で協議して決定するものとします。

委託先の代表機関が特許権等の帰属に係る確認書を生研支援センターへ提出しない場合、生研支援センターは、生研支援センターが必要と判断した委託先の研究成果に係る特許権等を委託先から無償で譲り受けるものとします。

- ① 委託先は、本委託研究による発明又は発明に係る特許権等の出願等を行ったとき、特許権等の登録若しくは品種登録を受けたとき、及び著作物を創作したときは、「10発明・出願の通知」及び「11出願後の状況通知」にそれぞれ規定した各通知書・報告書等を定められた期間内に代表機関を通じて生研支援センターへ提出して報告すること。
- ② 主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。）の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、委託先は、委託先に帰属させた当該特許権等を無償実施又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターの指定する者に許諾すること。
- ③ 委託先に帰属させた当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと生研支援センターが認める場合において、生研支援センターがその理由を明らかにして求めるときには、委託先は当該特許権等を利用する権利を生研支援センターの指定する者へ許諾するこ

と。

④構成員は、本要領及び委託契約の特許権等の実施、許諾、移転、放棄等の規定を遵守すること。

(2) 前項(1)により生研支援センターが構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、構成員が正当な理由無く前項各号のいずれかに該当しないと生研支援センターが認めるときは、構成員に帰属させた当該特許権等を生研支援センターへ無償で譲渡していただきます。

(3) 構成員は、(1)により生研支援センターが構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、当該発明に係る特許権等の出願等を行う場合は、出願等に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願等である旨を以下の通り表示してください。

【特許出願の記載(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「スマートバイオ産業・農業基盤技術」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」

(4) 構成員は、成果報告書及びその他これに類する生研支援センターへ提出した著作物に関わる著作権について、生研支援センターによる当該著作物の利用に必要な範囲において、生研支援センターが利用する権利及び生研支援センターが第三者に利用を許諾する権利を生研支援センターへ許諾したものとします。

(5) 構成員自らの諸事情若しくは構成員が不正経理・行為を行ったため、又は委託試験研究実施計画書の見直し等にもない構成員がコンソーシ

と。

④ 委託先は、研究成果に係る特許権等の実施、許諾、移転及び放棄等を規定した委託契約・第45条から第48条を遵守すること。

(2) 前項(1)により生研支援センターが委託先に当該特許権等の帰属を認めた後、委託先が正当な理由無く前項各号のいずれかに該当しないと生研支援センターが認めるときは、委託先に帰属させた当該特許権等を生研支援センターへ無償で譲渡していただきます。

(3) 委託先は、前項(1)により生研支援センターが委託先に当該特許権等の帰属を認めた後、当該発明に係る特許権等の出願等を行う場合は、出願等に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願等である旨を以下の通り表示してください。

【特許出願の記載(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「スマートバイオ産業・農業基盤技術」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」

(4) 委託先は、成果報告書及びその他これに類する生研支援センターへ提出した著作物に関わる著作権について、生研支援センターによる当該著作物の利用に必要な範囲において、生研支援センターが利用する権利及び生研支援センターが第三者に利用を許諾する権利を生研支援センターへ許諾したものとします。

(5) 委託先自らの諸事情若しくは委託先が不正経理・行為を行ったため、又は委託試験研究実施計画書の見直し等にもない委託先がコンソーシ

アムを委託期間中に脱退する場合は、生研支援センター又は他の構成員は、脱退する構成員が委託業務によって得た成果に係る特許権等<sup>①</sup>を無償で譲り受ける権利又は再実施権付き実施許諾を無償で受ける権利を有するものとします。

なお、コンソーシアムを脱退した構成員が成果に係る特許権等を維持する場合、当該構成員は、コンソーシアム脱退後であっても当該特許権等に係る出願、実施、許諾、移転又は放棄等を行うときは、委託契約に規定する研究成果の守秘義務及び取扱規程に基づいてこれを行わなければなりません。

#### 9 協力機関との共同出願

委託先は、研究成果に係る特許権等の共同出願人に協力機関を加えるときは、以下の①から⑧の全ての要件を満たす必要があります。なお、著作権及びノウハウについても本条を準用できるものとします。

- ① 構成員は、「発明等報告書（知財様式1）」の特記事項欄に、委託契約における秘密保持及び特許権等の取り扱いに係る規定の適用を受けることについて、協力機関が同意していることを明記すること。
- ② 構成員は、「発明等報告書（知財様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出するときに、「第三者を共同出願人に加える理由書（兼第三者を共同出願人に加える理由書）（事業様式5）」を併せて提出すること。
- ③ 構成員は、出願日までに、協力機関との間で特許権等の持分を峻別した共同出願契約を締結すること。
- ④ 共同出願契約の中で、本事業との関係並びに委託契約に基づいて行われた委託業務の成果の全部又は一部を含む特許権等であることを明示するとともに、委託契約が定める秘密の保持及び研究成果の取扱いに係る規定を優先することを規定すること。
- ⑤ 構成員は、共同出願契約の内容について生研支援センターへ事前に確認を求めるとともに、生研支援センターが必要と認める場合は、生研支援

アムを委託期間中に脱退する場合は、生研支援センター又は他の委託先は、脱退する委託先が委託研究によって得た研究成果に係る特許権等<sup>①</sup>を無償で譲り受ける権利又は再実施権付き実施許諾を無償で受ける権利を有するものとします。

なお、コンソーシアムを脱退した委託先が研究成果に係る特許権等を維持する場合、当該委託先は、コンソーシアム脱退後であっても当該特許権等に係る出願、実施、許諾、移転又は放棄等を行うときは、委託契約に規定する研究成果の守秘義務及び取扱規程に基づいてこれを行わなければなりません。

#### 9 協力機関との共同出願

委託先は、研究成果に係る特許権等の共同出願人に協力機関を加えるときは、以下の①から⑦の全ての要件を満たす必要があります。なお、著作権及びノウハウについても本条を準用できるものとします。

- ① 委託先は、「発明等報告書（様式IV-2）」の特記事項欄に、委託契約における秘密保持及び特許権等の取り扱いに係る規定の適用を受けることについて、協力機関が同意していることを明記すること。
- ② 委託先は、「発明等報告書（様式IV-2）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出するときに、「第三者を共同出願人に加える理由書（様式IV-17）」を併せて提出すること。
- ③ 委託先は、出願日までに、協力機関との間で特許権等の持分を峻別した共同出願契約を締結すること。
- ④ 共同出願契約の中で、本事業との関係並びに委託契約に基づいて行われた委託研究の成果の全部又は一部を含む特許権等であることを明示するとともに、委託契約が定める秘密の保持及び研究成果の取扱いに係る規定を優先することを規定すること。
- ⑤ 委託先は、共同出願契約の内容について生研支援センターへ事前に確認を求めるとともに、生研支援センターが必要と認める場合は、生研支援



センターとの間で共同出願契約の内容について調整を行うこと。

⑥ 構成員と協力機関との共同出願が、より広い権利を得ることを目的として委託業務以外の成果を含む出願である場合は、「発明等報告書（知財様式1）」の中で委託業務の成果と委託業務以外の成果とを峻別して記載すること。

⑦ （略）

⑧ 構成員間の共同研究によって発生した特許権等は、当該構成員間で共同出願契約を締結したうえで、当該構成員間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与に応じて当該構成員の間で協議して決めてください。

（略）

## 10 発明・出願の通知

### （1）発明等報告書

① 構成員は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合は、権利化の有無にかかわらず、権利化せずに公表するものやノウハウも含めて、それらの知的財産の内容や取扱いを記載した「発明等報告書（知財様式1）」を、代表機関を通じて速やかに生研支援センターに提出してください。

② ①において、特許権等の出願等を行おうとする場合は、国内又は国外への出願等にかかわらず、出願等を行う1ヶ月前までに「発明等報告書（知財様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターに提出してください。

また、国外への出願等を予定する場合は、出願予定国を明記してください。出願国が変更になった場合等は必ず出願までに変更事項を記載の上再度提出してください。

### （2）特許権等の出願にかかる報告

構成員は、発明等を国内外に出願等を行った場合、出願等の番号、出

センターとの間で共同出願契約の内容について調整を行うこと。

⑥ 委託先と協力機関との共同出願が、より広い権利を得ることを目的として委託研究以外の成果を含む出願である場合は、「発明等報告書（様式IV-2）」の中で委託研究の成果と委託研究以外の成果とを峻別して記載すること。

⑦ （略）

## 10 発明・出願の通知

（1）委託先は、委託研究の成果に係る発明等を行った場合は、特許権等（本項ではノウハウを除く。）の出願等を行う前に、当該発明等の内容を記載した「発明等報告書」（様式IV-2）を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

（2）委託先は、国内において研究成果に係る特許権等の出願等を行ったとき並びに最初の出願を原出願とした国内優先権主張出願又は分割若しく

願年月日、出願人等の氏名及び発明用の名称が確認出来る書類を添付して出願等を行った日から数えて90日以内に、「特許権等出願通知書（知財様式2）」を代表機関を通じて生研支援センターに提出してください。また、PCT国際出願後に各指定国へ国内移行したときは「特許権等出願通知書（知財様式2）」に記載したうえで代表機関を通じて生研支援センターへ再提出していただきます。この場合、当該年度の7月末又は1月末のいずれかの早い日に、指定国をまとめ通知することも可能です。

なお、国外で出願等を行う場合には、以下の点に留意して行ってください。

(略)

1 1 出願後の状況通知

は変更出願等を行ったときは、出願又は申請番号、出願日又は申請日、出願人又は申請人名及び発明等の名称等が確認できる書類の写しを添付して「特許権等出願通知書（様式IV-3）」を出願等を行った日から60日以内に代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。

(3) 委託先は、国外において研究成果に係る特許権等の出願等を行うとき、国内出願等を行った後の定められた期間内に優先権を主張した国外出願等を行うとき、又は国外出願等を分割若しくは変更出願等するときは、出願等を行う前に「特許権等出願通知書（国外出願）（様式IV-3-1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。

国外出願等を行った後又は国外出願等を分割若しくは変更出願等した後は、出願国名若しくは指定国名、出願番号、出願日、優先権主張番号、優先権主張日、出願人及び発明の名称等が確認できる書類の写しを代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出してください。

また、PCT国際出願後に各指定国へ国内移行したときは「特許権等出願通知書（各指定国への国内移行状況）（様式IV-3-2）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出していただきます。この場合、当該年度の7月末又は1月末のいずれか早い日に、指定国をまとめ通知することも可能です。

なお、国外で出願等を行う場合には、以下の点に留意して行ってください。

(略)

1 1 出願後の状況通知

(1) 構成員は、委託業務の成果に係る特許権等について、出願等を取り下げる場合は「特許権等出願取下げ事前通知書（知財様式2）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

構成員は、出願等を取り下げた後に、出願等を取り下げたことを証する書類の写しを代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出してください。ただし、原出願の見なし取下げについてはこの限りではありません。「特許権等出願取下げ事前通知書（知財様式2）」は、特許権等の公開前における取り下げの際に使用してください。

(2) 構成員は、委託業務の成果に係る特許権等を出願した後に審査未請求又は拒絶査定等によって特許権等を受ける権利を放棄する場合は、特許権等の放棄を規定した「15 特許権等の放棄」に準拠して行ってください。

(3) 構成員は、委託業務の成果に係る特許権等の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称等が確認できる書類の写しを添付して「特許権等出願通知書（知財様式2）」を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から90日以内に代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。

(4) 構成員は、委託業務の成果に係る著作物の著作権のうち、次の①から③に掲げるものについて、創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類又は著作物の電子ファイル化したもの1部を添付して「発明等報告書（知財様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ速やかに提出してください。

①・②

③ 構成員の著作権の行使又は第三者への著作物の利用の許諾を行うも

(1) 委託先は、研究成果に係る特許権等について、出願等を取り下げる場合は「特許権等出願取下げ報告書（様式IV-6）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

委託先は、出願等を取り下げた後に、出願等を取り下げたことを証する書類の写しを代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出してください。ただし、原出願の見なし取下げについてはこの限りではありません。

(2) 委託先は、研究成果に係る特許権等を出願した後に審査未請求又は拒絶査定等によって特許権等を受ける権利を放棄する場合は、特許権等の放棄を規定した「15 特許権等の放棄」に準拠して行ってください。

(3) 委託先は、研究成果に係る特許権等（本項では著作権及びノウハウを除く。）の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称等が確認できる書類の写しを添付して「特許権等通知書」（様式IV-4）を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。

(4) 委託先は、研究成果に係る著作物の著作権のうち、次の①から③に掲げるものについて、創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類又は著作物の電子ファイル化したもの1部を添付して「著作物通知書」（様式IV-14）を代表機関を通じて生研支援センターへ速やかに提出してください。

①・②

③ 委託先の著作権の行使又は第三者への著作物の利用の許諾を行うも

の。

(5) 委託業務によって得られた特許権等の実施、許諾、移転、放棄等は「12特許権等の実施許諾」から「16実施許諾、移転等に係る契約」に従って行ってください。

## 1.2 特許権等の実施許諾

(1) 構成員は、委託業務の成果に係る自らに帰属した特許権等を実施許諾する場合であって、①については、「特許権等専用実施許諾・独占の実施許諾申請書（知財様式4）」、②項については「特許権等移転申請書（知財様式4）」を事前に代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。また、③項については「特許権等国外実施申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して協議を申し込んでください。

構成員は、生研支援センターの事前承認を得て以下の①から③項のいずれかの実施許諾を行った場合は、その事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等実施許諾報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

- ① 専用的実施権又は独占的实施権の許諾を行うとき。
- ② 特許権等の移転を行うとき。
- ③ (略)

(2) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等について、国内において非独占的通常実施権の許諾を行う場合は、生研支援センターへの事前承認申請は必要とせず、許諾後にその事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等実施許諾報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

## 1.3 特許権等の実施

の。

(5) 委託研究によって得られた特許権等の実施、許諾、移転、放棄等は「12特許権等の実施」から「16実施許諾、移転等に係る契約」に従って行ってください。

## 1.2 特許権等の実施許諾

(1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を実施許諾する場合であって、以下の①及び②項については、「特許権等実施許諾承認申請書（様式IV-10）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。また、③項については「特許権等実施許諾承認申請書（様式IV-10）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して協議を申し込んでください。

委託先は、生研支援センターの事前承認を得て以下の①から③項のいずれかの実施許諾を行った場合は、その事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等実施許諾報告書（様式IV-11）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

- ① 独占的通常実施権の許諾を行うとき。
- ② 専用実施権の設定又は専用実施権の移転を行うとき。
- ③ (略)

(2) 委託先は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等について、国内において非独占的通常実施権の許諾を行う場合は、生研支援センターへの事前承認申請は必要とせず、許諾後にその事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等実施許諾報告書（様式IV-11）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

## 1.3 特許権等の実施

(1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を実施した場合であって、以下の①から③の各項については「特許権等実施許諾報告書（知財様式3）」を前年度（4月から3月まで）の特許権等の実施状況を、毎年5月末までに代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

- ① 構成員が特許権等を自己実施したとき。
- ② 構成員から特許権等の実施許諾又は移転を受けた者が当該特許権等を実施したとき。
- ③ (略)

(2) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を国外で実施する場合であって、以下の①から③の各項については「特許権等国外実施申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。

生研支援センターの事前承認を得て当該特許権等を国外で実施した場合は、「特許権等実施報告書（知財様式3）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

- ① 構成員が特許権等を自己実施するとき。
- ② 構成員から特許権等の実施許諾又は移転を受けた者が当該特許権等を実施するとき。
- ③ 当該特許権等の再実施許諾又は再移転を受けた者が当該特許権等を実施するとき。

#### 1.4 特許権等の移転

(1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を移転する場合は、「特許権等移転申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。生研支援センターの事前承認を得て当該特許権等を移転した場合は、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等移転報告書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して報告してください。

(1) 委託先は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を実施した場合であって、以下の①から③の各項については「特許権等実施報告書（様式IV-7）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

- ① 委託先が特許権等を自己実施したとき。
- ② 委託先から特許権等の実施許諾又は移転を受けた者が当該特許権等を実施したとき。
- ③ (略)

(2) 委託先は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を国外で実施する場合であって、以下の①から③の各項については「特許権等実施申請書（国外実施）（様式IV-9-1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。

生研支援センターの事前承認を得て当該特許権等を国外で実施した場合は、「特許権等実施報告書（様式IV-7）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

- ① 委託先が特許権等を自己実施するとき。
- ② 委託先から特許権等の実施許諾又は移転を受けた者が当該特許権等を実施するとき。
- ③ 当該特許権等の再実施許諾又は再移転を受けた者が当該特許権等を実施するとき。

#### 1.4 特許権等の移転

(1) 委託先は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を移転する場合は、「特許権等移転承認申請書（様式IV-12）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。生研支援センターの事前承認を得て当該特許権等を移転した場合は、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等移転報告書（様式IV-12）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して報告してください。

式5)』を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

(2) ただし、特許権等の移転並びに前項「特許権等の実施許諾」の専用実施権及び独占的通常実施権の移転について、当該特許権等の活用に支障を来すおそれがない場合であって、以下の①から④項のいずれかに相当する場合は、申請書の提出を省略して、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等移転報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出してください。

- ① 構成員である当該特許権等権者の合併又は分割によって当該特許権等が移転される場合
- ② 構成員である当該特許権等権者が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該特許権等の移転又は専用実施権の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）をする場合
- ③・④（略）

#### 15 特許権等の放棄

(1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を放棄するときは「特許権等放棄届出書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

構成員は、特許権等を放棄した後に、これを証する書類を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。「特許権等放棄届出書（知財様式4）」は、特許権等の公開後における放棄の際に使用してください。

(2) 構成員は、他の構成員又は協力機関と共有する委託業務の成果に係る特許権等について、自己の持分を放棄するときは、他の共有権者の承諾を得るとともに「特許権等放棄届出書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。放棄する特

書（様式IV-13)』を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

(2) ただし、特許権等の移転並びに前項「特許権等の実施許諾」の独占的通常実施権及び専用実施権の移転について、当該特許権等の活用に支障を来すおそれがない場合であって、以下の①から④項のいずれかに相当する場合は、申請書の提出を省略して、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等移転報告書（様式IV-13）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出してください。

- ① 委託先である当該特許権等権者の合併又は分割によって当該特許権等が移転される場合
- ② 委託先である当該特許権等権者が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該特許権等の移転又は専用実施権の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）をする場合
- ③・④（略）

#### 15 特許権等の放棄

(1) 委託先は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を放棄するときは「特許権等放棄報告書（様式IV-5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

委託先は、特許権等を放棄した後に、これを証する書類を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

(2) 委託先は、他の委託先又は協力機関と共有する研究成果に係る特許権等について、自己の持分を放棄するときは、他の共有権者の承諾を得るとともに「特許権等放棄報告書（様式IV-5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。放棄する特許権等

許権等の持分は、他の共有権者の寄与度に応じて他の共有権者が無償で承継するものとします。

ただし、特許権等の共有権者に委託先ではない協力機関等が含まれており、当該協力機関等へ特許権等の全部を承継する場合は放棄ではなく移転に該当するので持分を放棄する委託先は、その理由を明らかにしたうえで、「特許権等移転申請書（知財様式4）」を提出の上事前に代表機関を通じて生研支援センターへ協議を申し込んでください。

#### 1.6 実施許諾、移転等に係る契約

(1) 構成員は、自らに帰属した委託業務の成果に係る特許権等を実施許諾、移転又は承継する場合は、相手側と取り交わす実施許諾、移転又は承継に係る契約等の中で、以下の①から③を規定することとします。なお、再実施許諾、再移転及び再承継が行われる場合においても同様とします。

①・②

③委託契約に規定する秘密の保持及び成果の取扱いに係る規定が適用されること。国外で実施、実施許諾、移転等の契約を交わす場合は「10 発明・出願の通知」の「国外での出願にあたり留意するポイント」を逸脱しないように注意してください。

#### 1.7 著作権の利用等

(1) 構成員は、「8 知的財産権の帰属」の(4)項に定めた、著作物の生研支援センター及び第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとします。また、構成員は、著作者が構成員以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとします。

(2) 構成員は、委託業務の成果によって生じる著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとします。

の持分は、他の共有権者の寄与度に応じて他の共有権者が無償で承継するものとします。

ただし、特許権等の共有権者に委託先ではない協力機関等が含まれており、当該協力機関等へ特許権等の全部を承継する場合は、持分を放棄する委託先は、その理由を明らかにしたうえで、代表機関を通じて生研支援センターへ事前に協議を申し込んでください。

#### 1.6 実施許諾、移転等に係る契約

(1) 委託先は、自らに帰属した研究成果に係る特許権等を実施許諾、移転又は承継する場合は、相手側と取り交わす実施許諾、移転又は承継に係る契約等の中で、以下の①から③を規定することとします。なお、再実施許諾、再移転及び再承継が行われる場合においても同様とします。

①・②

③委託契約に規定する秘密の保持及び成果の取扱いに係る規定が適用されること。国外で実施、実施許諾、移転等の契約を交わす場合は「10 発明・出願の通知」(3)の「国外での出願にあたり留意するポイント」を逸脱しないように注意してください。

#### 1.7 著作権の利用等

(1) 委託先は、「8 知的財産権の帰属」の(4)項に定めた、著作物の生研支援センター及び第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとします。また、委託先は、著作者が委託先以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとします。

(2) 委託先は、研究成果によって生じる著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託研究による成果である旨を明示するものとします。

す。

#### 18 委託先による特許権等に係る事務の実施

構成員は、特許権等に係る生研支援センターへの報告、通知、申請等を、委託期間中は代表機関を通じて行うものとし、委託期間が終了又はコンソーシアムが解散した場合は、生研支援センターへ直接行うこととします。

#### 19 研究開発終了時の知的財産権の取扱い

委託業務終了時に保有を希望する者がいない特許権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは生研支援センター等による承継）を協議します。

#### 20 国外機関との知的財産権の共有

研究課題推進上必要な場合には、国外機関（外国籍の企業、大学、研究者等）の本プログラムへの参加を認めています。ただし、適切な実行管理の観点から、委託業務の受託等に係る事務処理が可能な窓口または代理人が日本国内に存在することを原則とします。

国外機関が研究成果として得た特許権等は、生研支援センターと当該国外機関等との共有とします。

（削除）

#### VII 提出書類の様式

本実施要領に係る各様式については、生研支援センターのHPに掲示します。下記のウェブサイトのアドレスを参照してください。

#### 18 委託先による特許権等に係る事務の実施

委託先は、前条までの特許権等に係る生研支援センターへの報告、通知、申請等を、委託期間中は代表機関を通じて行うものとし、委託期間が終了又はコンソーシアムが解散した場合は、生研支援センターへ直接行うこととします。

#### 19 研究開発終了時の知的財産権の取扱い

委託試験研究終了時に保有を希望する者がいない特許権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは生研支援センター等による承継）を協議します。

#### 20 国外機関との知的財産権の共有

研究課題推進上必要な場合には、国外機関（外国籍の企業、大学、研究者等）の本プログラムへの参加を認めています。ただし、適切な実行管理の観点から、委託研究の受託等に係る事務処理が可能な窓口または代理人が日本国内に存在することを原則とします。

国外機関が研究成果として得た特許権等は、生研支援センターと当該国外機関等との共有とします。

#### 21 知財に係る提出様式一覧

委託研究において特許権等の手続きに必要な様式一覧を別紙4に記載しました。提出時期も併記していますので、参考にしてください。

#### VII 提出書類の様式

本実施要領に係る各様式については、生研支援センターのHPに掲示します。下記のウェブサイトのアドレスを参照してください。



[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common\\_form/index.html](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html)

また、当該実施要領へのお問い合わせは、下記のメールアドレスまでお願い  
します。

S I P「スマートバイオ産業・農業基盤技術」関係 SIPjimu@ml.affrc.go.jp

[http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/basic\\_research/  
common form/index.html](http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/basic_research/common_form/index.html)

また、当該実施要領へのお問い合わせは、下記のメールアドレスまでお願い  
します。

S I P「スマートバイオ産業・農業基盤技術」関係 SIPjimu@ml.affrc.go.jp